

○放送法関係審査基準の一部改正案

(傍線部分は変更部分)

改 正 案	現 行
<p>別紙1 (第6条関係)</p> <p>第6条(4)による審査は、関係法令、放送普及基本計画、放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 その業務の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。</p> <p>2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。</p> <p>(2) 政治的に公平であること。</p> <p>(3) 報道は、事実を曲げないですること。</p> <p>(4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。</p> <p>3 教育的効果を目的とする放送を専ら委託して行なわせる者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。</p> <p>(1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテ</p>	<p>別紙1 (第6条関係)</p> <p>第6条(4)による審査は、関係法令、放送普及基本計画、放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 その業務の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。</p> <p>2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。</p> <p>(2) 政治的に公平であること。</p> <p>(3) 報道は、事実を曲げないですること。</p> <p>(4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。</p> <p>3 教育的効果を目的とする放送を専ら委託して行なわせる者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。</p> <p>(1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテ</p>

レビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。

- (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を委託して行なわせるときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を委託して行なわせることに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら委託して行わせるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を委託して行わせる放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第3条の5に規定する放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第3条の3第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第3条の4第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者

レビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。

- (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を委託して行なわせるときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を委託して行なわせることに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら委託して行わせるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を委託して行わせる放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第3条の5に規定する放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第3条の3第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第3条の4第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者

に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。

- 10 学校向けの教育番組の放送を委託して行わせる場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を委託して行なわせるものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 受託内外放送を委託して行わせる場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による委託放送業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制の整備が図られるものであること。
- 18 有料放送を委託して行わせる場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び

に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。

- 10 学校向けの教育番組の放送を委託して行わせる場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を委託して行なわせるものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 受託内外放送を委託して行わせる場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による委託放送業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。

問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。

19 その業務が放送試験業務を委託して行なわせるものであるときは、1から18までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
- (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

16 その業務が放送試験業務を委託して行なわせるものであるときは、1から15までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
- (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

別紙2（第7条関係）

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

記

1 認定を受けるべき委託放送業務の順位は、次に掲げる順序による。

(1) 高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。

ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。

イ 一週間当たりの放送時間（当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが委託放送事項に明確に記載されていること。

(2) 標準テレビジョン放送を行う委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。）

(3) 超短波放送又はデータ放送を行う委託放送業務

別紙2（第7条関係）

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

記

1 認定を受けるべき委託放送業務の順位は、次の各号の順序による。

(1) 高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務（当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合であってその態様が次のいずれにも該当するものに係る当該標準テレビジョン放送を行う委託放送業務を含む。）

ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないこと（その旨が指定事項に明確に記載されている場合に限る。）。

イ 一週間当たりの放送時間（当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであること（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。

(2) 標準テレビジョン放送を行う委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に行うものを除く。）

(3) 超短波放送又はデータ放送を行う委託放送業務

(4) その他の委託放送業務

2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。以下同じ。）に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(3) 字幕番組の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。以下同じ。

ア 技術的に字幕を付すことができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組

(4) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハ

(4) その他の委託放送業務

イビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)
に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが委託放送事項に明
確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性、費用算出の適正性

ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第1項第1号イ(2)の規定中「三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当する」と読み替えるものとする。

(3) 放送番組の多様性

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、よ

2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

事業開始までの資金調達の適正性及び確実性、事業開始後の収入の算出根拠の客観性及び確実性、費用算出の適正性並びに放送番組の制作及び調達の確実性その他の事項を総合的に勘案し、より確実な事業計画を有するものであること。

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第1項第1号イ(2)の規定中「三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当する」と読み替えるものとする。

(3) 放送番組の多様性

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、よ

り放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(5) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(7) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

り放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合が3割を超えないこと（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。

(5) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）に適合するものであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含まないこと（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。

(7) 視聴覚障害者への配慮

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。

ア 技術的に字幕を付与できない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組）

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付与できない番組

(8) 放送番組の高画質性

委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(9) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(10) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を委託して行わせる場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 規則第17条の8第3項第2号ロに規定する放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送を委託して行わせる委託放送業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとする。

(2) 上記2(4)及び3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

(8) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合が高いこと（その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。）。

る。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(8)の基準の審査に当たっては、委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請とみなす。

(3) 上記3(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(3)後段の規定を準用することとする。

(4) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け出ているもの（放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成11年郵政省告示第776号）第2号8を適用する場合を除く。）は、上記3(2)の基準に適合するものとみなすこととする。

(5) 上記3(7)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

3 上記2(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(3)後段の規定を準用する。

4 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け出ているもの（放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成11年郵政省告示第776号）第2号8を適用する場合を除く。）は、上記2(2)の基準に適合するものとみなす。

5 上記2(7)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用する。

6 上記2(8)の規定は、高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用する。